

○水戸市内原高齢者センター条例施行規則

平成16年12月22日

水戸市規則第65号

改正 平成19年3月30日規則第32号

平成28年3月31日規則第34号

(趣旨)

第1条 この規則は、水戸市内原高齢者センター条例（平成16年水戸市条例第65号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用時間及び休日)

第2条 水戸市内原高齢者センター（以下「センター」という。）の使用時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 センターの休日は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、使用時間及び休日を変更することができる。

(平19規則32・一部改正)

(使用許可の申請)

第3条 条例第4条第1項の規定によりセンターの使用の許可を受けようとする者は、使用日の3月前の日から使用日の3日前までに内原高齢者センター使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請を許可したときは、内原高齢者センター使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）を交付する。

(使用内容の変更等)

第4条 センターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用内容の変更又は取消しをしようとするときは、使用日の3日前までに内原高齢者センター使用変更（取消）申請書（様式第3号）に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、直ちに審査してその適否を決定し、内原高齢者センター使用変更（取消）許可書（様式第4号）を交付する。

(使用許可の取消し等)

第5条 市長は、条例第7条の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を中止し、若しくは制限するときは、内原高齢者センター使用許可取消等通知書（様式第5号）を交付する。

(使用上の遵守事項)

第6条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された施設以外の施設を使用しないこと。
- (2) 施設に設備を付加し、又は設置しないこと。
- (3) 使用する施設の定員を超えて使用しないこと。
- (4) 物品の販売、寄付金の募集等を行わないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (5) 火気を使用しないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (6) 壁、柱、扉等に張り紙、くぎ打ち等をしないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (7) 広告その他これに類するものを掲示しないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (8) 危険物及び他人に迷惑となる物を持ち込まないこと。
- (9) 定められた以外の場所で喫煙又は飲食をしないこと。
- (10) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (11) 使用後は、施設の整備及び清掃を行うこと。
- (12) その他センターの職員の指示に従うこと。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年2月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年4月1日から施行する。

(水戸市内原高齢者センター条例施行規則の一部改正)

- 2 水戸市内原高齢者センター条例施行規則（平成16年水戸市規則第65号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

付 則（平成19年3月30日規則第32号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成28年3月31日規則第34号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 処分又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた処分又は施行日前にされた申請に対する不作為に係るものについては、なお従前の例による。

- 4 施行日前に作成した各様式用の紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

様式第1号(第3条関係)

内原高齢者センター使用許可申請書

年 月 日

水戸市長 様

申請者 住 所(所在地)
氏 名(名称又は代表者)
担当者
電 話

内原高齢者センターを使用したいので、水戸市内原高齢者センター条例第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

使 用 目 的						
日 時	年 月 日(曜日)	時 分	から	年 月 日(曜日)	時 分	まで
施 設 名						
使 用 人 員	人					
※ 備 考	受 付	年 月 日	受 付 者 印	承 第	認 号	
		第 号				

注 ※欄は記入しないこと。

様式第2号(第3条関係)

内原高齢者センター使用許可書

第 号
年 月 日

様

水戸市長 印

年 月 日付で申請のあった内原高齢者センターの使用について、水戸市内原高齢者センター条例第4条の規定により、次の条件を付して許可します。

使用目的	
日 時	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで
施設名	
使用人員	人
許可条件 1 水戸市内原高齢者センター条例及び水戸市内原高齢者センター条例施行規則を遵守すること。 2 係員の指示に従うこと。 3 この使用許可書は、使用の際に係員に提示すること。 4 使用内容の変更又は取消しをするときは、使用日の3日前までに、内原高齢者センター使用変更(取消)申請書にこの使用許可書を添えて市長に提出すること。	

様式第3号(第4条関係)

内原高齢者センター使用変更(取消)申請書

年 月 日

水戸市長 様

申請者 住 所(所在地)
氏 名(名称又は代表者)
担当者
電 話

内原高齢者センターの使用の変更(取消し)をしたいので、水戸市内原高齢者センター条例第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 申請の内容
 - (1) 変更
 - (2) 取消し
- 2 申請の理由
- 3 変更の内容

	許可内容(許可番号：)	変更後の内容
使用目的		
日 時	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで
施設名		
使用人員	人	人
備考		

注 使用目的は、詳しく記入すること。

様式第4号(第4条関係)

内原高齢者センター使用変更(取消)許可書

第 号
年 月 日

様

水戸市長

印

年 月 日付で申請のあった内原高齢者センターの使用の変更(取消し)について、水戸市内原高齢者センター条例第4条の規定により、次の条件を付して許可します。

使用目的	
日 時	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで
施設名	
使用人員	人
許可条件 1 水戸市内原高齢者センター条例及び水戸市内原高齢者センター条例施行規則を遵守すること。 2 係員の指示に従うこと。 3 この使用変更許可書は、使用の際に係員に提示すること。	

様式第5号(第5条関係)

内原高齢者センター使用許可取消等通知書

第 号
年 月 日

様

水戸市長

印

内原高齢者センターの使用について、次のとおり決定したので、水戸市内原高齢者センター条例第5条の規定により通知します。

住 所	
氏 名	
施 設 名	
決 定 内 容	
決 定 の 理 由	

注1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、水戸市長に審査請求をすることができます。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、水戸市(訴訟において水戸市を代表するものは水戸市長となります。)を被告として提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第3条関係)

様式第3号 (第4条関係)

様式第4号 (第4条関係)

様式第5号 (第5条関係)

(平16規則65・平28規則34・一部改正)